

第13回延岡市農業委員会会議録

(令和3年7月28日)

1. 開催日時 令和3年7月28日(水) 午前9時30分から
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 15名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐壽徳	2	井本みつよ	3	松田宗史
4	牧野博文	5		6	林早苗
7	松田純二	8		9	高橋正二
10	安藤重徳	11	矢野光一	12	星川千鶴代
13	貫藍	14		15	菊池光雄
16	花畑志良一	17	片伯部芳徳	18	原田博史
19					

4. 欠席委員 4名

5. 出席 農地利用最適化推進委員 19名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	甲斐幸元	2	吉田嘉	3	久富喜良
4	梅田稔夫	5	遠田祐星	6	黒田啓睦
7	山田博敏	8	松田成歳	9	酒井渡
10	甲斐秀雄	11	横山博章	12	甲斐安太郎
13	高橋利喜哉	14	甲斐正太郎	15	甲斐詳三
16	木村俊一	17		18	松原学
19	小野厚文	20		21	
22	黒田五司	23	甲斐信良		

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 82 号 農地法第3条 賃借権の設定について
 議案第 83 号 農地法第3条 所有権の移転について
 議案第 84 号 農地利用集積計画の決定について (利用権・中間管理機構)
 議案第 85 号 農地法第4条の許可申請について
 議案第 86 号 農地法第5条の許可申請について
 議案第 87 号 非農地証明願いについて

- 報告第 50 号 農地法第4条の届出について
 報告第 51 号 農地法第5条の届出について
 報告第 52 号 農地法第18条第6項の通知について
 報告第 53 号 農地法第3条の3第1項の届出について

- 協議第 17 号 農用地利用配分計画 (案) について

その他

7. 農業委員会事務局等職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	楠 生 修	局長補佐兼 農地係長	太 田 康 晶	農政係長	竹 内 祐 子
農地係 総括主任	永 友 孝 生	農地係 主任主事	清 田 則 生	農政係 主 事	永 倉 由 貴
北方産業建設課 主 査	堀 川 裕 貴	北浦産業建設課 専門主事	工 藤 博 一	北川産業建設課 副主査	松 山 義 秋
北川地域振興課 課 長	夏 田 正 昭	北川地域振興課 副主幹兼 総務防災係長	矢 野 恵 朗		

8. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、会長お願い致します。
議長	皆さん、おはようございます。 ただ今から第 13 回 延岡市定例農業委員会を開催致します。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願い致します。
事務局	はい。本日は委員総数 19 名中 15 名の出席でございます。 よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第3項の規定による過半数に達していますので、本会が有効に成立していることを報告致します。
議長	本日の議事録署名委員は、委員番号6番 林早苗委員と委員番号 16 番 花畑志良一委員のお二人をお願いしたいと思います。 本日の予定ですが、議案第 82 号 農地法第3条賃借権の設定についてから議案第 87 号 非農地証明願いについてまでの議案6件、報告案件4件、協議案件1件となっています。議案書の確認をお願い致します。 なお、本日は、7月1日に開催した「第4回 延岡市農業委員会に関する検討委員会」について井本委員長に報告していただきます。又、総会の終了後に研修会を予定していますのでよろしくお願い致します。 それでは、議案第 82 号 農地法第3条賃借権の設定について提案致します。 整理番号1番について、委員番号 18 番 原田博史委員より説明をお願い致します。
原田委員	18 番の原田です。整理番号1番について説明致します。農地の所在は無鹿町で、田1筆で 966 m ² 、令和3年8月1日から令和8年7月 31 日までの5年間の賃借権の権利設定となっております。農地の貸人は川原崎町在住の方で、借人は大門町在住の方です。 昨年までは申請の方が耕作していたようですが、高齢のため今年から耕作できないとのことで困っていたようです。借人が近くを耕作しており、頼まれて急遽今年から耕作するとの話でした。借人の耕作状況は議案書の通りで、労力人は2人、理由は経営規模拡大です。玉ねぎなどを栽培されており、地域の中心的な耕作者です。 7月 26 日に、私と梅田推進委員、借人とで現地調査を行いました。水稻が植えつけられており、調和要件について問題ありませんでした。以上よろしくご審議をお願い致します。
議長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願い致します。
事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の1ページをご覧下さい。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、原田委員から現地調査の結果報告がありましたが、地域との調和要件など問題無いとの事ですので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。説明は以上です。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。

議 長	異議なしということですので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
牧 野 委 員	<p>続きまして議案第 83 号 農地法第3条所有権の移転について提案致します。整理番号1番について、委員番号4番 牧野博文委員より説明をお願い致します。</p> <p>委員番号4番の牧野です。整理番号1番について説明します。所在は小野町、地目は田で面積は 1,018 m²です。譲渡人は小野町在住の方で、譲受人は同じく小野町在住の方です。2人は親子関係で、ほ場整備の関係で娘の名義の分を自分の名義に変えたいということでした。</p> <p>7月 24 日に譲受人と私、甲斐(秀)推進委員の3人で現地調査を行いました。水田には稲作がされており、以前からお米を作られております。経営状況は 15,285 m²で労力人は1人です。地域との調和要件は何ら問題ないと思われまますので、皆様のご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	次に、整理番号2番について、委員番号6番 林早苗委員より説明をお願い致します。
林 委 員	<p>委員番号6番の林です。整理番号2番についてご説明致します。</p> <p>7月 26 日に田口推進委員と私、譲受人の3人で現地調査を行いました。これは生前贈与の案件です。農地の所在は北方町椎畑で田が4筆の 1,577 m²、畑が6筆の 2,082 m²の合計 3,659 m²です。農地の譲渡人は北方町在住の方で、譲受人は大貫町在住の方です。譲受人は長男で若いころに父親を亡くし、十代の頃から農業をしています。地域との調和要件は問題ありませんでした。皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議 長	次に、整理番号3番及び4番について、委員番号 15 番 菊池光雄委員より説明をお願い致します。
菊 池 委 員	<p>15 番の菊池です。整理番号3番、4番について説明を申し上げます。</p> <p>まず整理番号3番ですが、所在は北方町曾木で、畑1筆の 643 m²です。譲渡人は北方町曾木在住の方で、譲受人も同じく北方町曾木在住の方です。理由は経営規模拡大となっております。</p> <p>7月 25 日に私と甲斐(正)推進委員、譲受人で現地調査を行いました。地域との調和要件は別に問題ありません。ここの土地は以前から譲受人が耕作しており、新しい品種のお茶が植えておりました。譲受人は地区の中心的な担い手であり、問題はないと思ひますので皆様のご審議をお願い致します。</p> <p>続きまして、整理番号4番について説明を申し上げます。所在は北方町曾木で、畑1筆の 405 m²、田3筆の 967 m²の合計 1,372 m²です。譲渡人は北方町曾木在住の方で、譲受人も同じく北方町曾木在住の方です。理由は経営規模拡大です。</p> <p>7月 25 日に私と甲斐(正)推進委員、譲受人で現地調査を行いました。地域との調和要件は特に問題ありません。ここの土地は以前から譲受人が耕作しており、問題はないと思ひますので皆様のご審議をよろしくお願ひします。</p>
議 長	次に、判断根拠の説明を事務局よりお願ひ致します。

事務局	はい。それでは事務局より判断根拠をご説明致します。配布しています農地法第3条調査書の2ページから5ページをご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで問題ありませんでした。また、第7号につきましては、ただ今、各委員から現地調査の結果報告がありました。地域との調和要件など問題無いとの事ですので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし
議長	異議なしという事ですので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
事務局	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして議案第34号 農用地利用集積計画の決定について提案致します。この案件は農地中間管理機構分です。それでは事務局より説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは議案第84号 農用地利用集積計画の決定について農地中間管理機構分を説明致します。議案書は6ページから10ページとなります。貸人と農地の所在については議案書に記載のとおりで、借人はすべて公益社団法人宮崎県農業振興公社です。 契約内容につきましては、5年間、又は10年間の使用貸借権及び賃借権となっています。 この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願い致します。
議長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。
	続きまして、議案第85号 農地法第4条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、委員番号17番 片伯部芳徳委員より説明をお願い致します。
片伯部委員	委員番号17番の片伯部です。整理番号1番について説明致します。所在は出北6丁目、地目は田800㎡、申請人は出北在住の方で、理由は駐車場とのことです。 7月26日に事務局2名、県担当者、横山推進委員、私、申請人の代理人の計6名で現地調

	<p>査を行いました。地図を見ていただきたいのですが、田がずっと広がっており、その端になります。地目は田になっておりますが、ここはもう埋め立てられており、10年以上前から畑として利用されており、普通の田より高くなっております。畑にした時に水利組合には水利費を10年分払っており、用水の部分はクリアしていて問題なく、地目だけが田として残っていたとの事です。</p> <p>現状は畑としてきれいに利用されており、表面の表土をはぎ取って、土が周りの田に入らないようにして、自身で作業をするとのことですので何ら問題ないと思います。</p> <p>ただ、先程の地図を見て頂くと分かりますが、一番端っこで用水路が逆の左側から来ています。それぞれ根本(大元)で、田の前と後ろに用水が流れております。この用水が防がれると下の田に水が行かなくなるので、水路に物が落ちないように、また水路をまたいだ駐車場ということで乗り入れる時に何ら問題ないように水利組合との話をしてくださいとお願いしたところでした。調和要件については問題なく、隣に迷惑をかけるものがないので許可相当と判断しました。審議の程よろしく申し上げます。</p>
<p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>次に「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>はい。農地区分につきまして説明致します。</p> <p>整理番号1番については、申請地に接する道路に水道・下水道管が埋設されているほか、小学校・病院が近くに存在する第3種農地となり立地基準に問題ないと判断致しました。また、一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、水路等周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。皆様のご審議をお願い致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>議 長</p> <p>山田推進委員</p>	<p>ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達致します。</p> <p>続きまして、議案第86号 農地法第5条の許可申請について提案致します。この案件は県に進達する分です。それでは、整理番号1番について、山田博敏農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。</p> <p>推進委員番号7番の山田です。整理番号1番について説明致します。</p> <p>所在地は大貫町、地目は田ですが、畑として5、6年前までは花きや玉ねぎなどを作っていましたが、現在は作っておりませんので雑草に覆われております。面積は726㎡、譲渡人は宮崎市在住の方、譲受人は天下町在住の方です。この案件は国土交通省が現在五ヶ瀬川・大瀬川適正分派事業を進めておりますけれども、堤防の拡幅に伴う代替地として求められているものです。</p> <p>7月26日に私と甲斐(壽)委員、事務局、県の担当者で現地調査を行いました。17ページの地図をご覧くださいと思います。申請地ですが、南側の西の方に道路が通っており、ここに面しているところです。南側には住宅が建っており、北側も家が建っております。面積が726㎡ということで、住宅としては広いですが、本人は兼業農家をするということで、この土地の一部を畑として使用したいとの事です。調和要件については何ら問題はないと思いますので皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>

議 長	次に、整理番号2番について、委員番号6番 林早苗委員より説明をお願い致します。
林 委 員	委員番号6番の林です。整理番号2番について説明します。所在地は北方町椎畑、地目は畑、面積は 766 m ² です。譲渡人は北方町美々地に在住の方、譲受人は別府町在住の方で、一般住宅を建築する計画です。 7月 26 日に事務局、県、譲受人、田口推進委員、私で現地調査を行いました。現地周辺は椎畑地区の住宅が集積していて、周辺との調和要件は問題ないと思います。立ち会いをされた県の職員によると、農地法に基づく転用の目安は 500 m ² となっていますが、法面の崩落防止や転落防止の柵の設置などを考慮すると、面積は広いが許容範囲内であるとの見解を示しています。皆様の審議をよろしくお願いします。
議 長	次に、整理番号3番及び4番について、松原学農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
松原推進委員	推進委員の松原です。整理番号3番及び4番について説明します。整理番号3番及び4番ともに7月 26 日に私、大戸委員、事務局、県、申請人、申請人の代理人とで現地調査を行いました。 整理番号3番の所在は北浦町市振で、畑2筆の合計 189 m ² 、譲渡人は北浦町市振在住の方、譲受人も北浦町市振在住の方で、家を建てたいとのこと。現地の周りにはほとんど家が建っており、地域との調和要件は問題ないと思います。 続いて、整理番号4番についてですが、所在は北浦町古江で畑1筆の 584 m ² 、譲渡人は北浦町古江在住の方で、譲受人は川島町の建設会社で、資材置場にしたいとのこと。現場の農地ですが、道路から1m以上の段差がありまして、非常に耕作が困難な農地となっています。周辺の問題も特にありませんのでご審議の程よろしくお願いします。
議 長	最後に、整理番号5番について、委員番号 18 番 原田博史委員より説明をお願いします。
原 田 委 員	委員番号 18 番の原田です。整理番号5番について説明致します。農地の所在は牧町で、田1筆で 608 m ² 、譲渡人は大武町在住の方で、譲受人は牧町で建設業を営んでいる方です。資機材管理場が必要ということで、申請場所を露天作業場及び資機材管理場として利用したいとのこと。 7月 26 日に私と梅田推進委員、事務局、県の方、申請人の5名で現地調査を致しました。19 ページの地図から分かるように、付近にはゴルフ練習場や高校があり、また申請地とゴルフ練習所の間にはソーラーパネルが設置されています。付近一帯がこのような開発がされており、付近への影響はないと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議 長	次に、「農地区分」について、事務局より説明をお願い致します。
事 務 局	はい。農地区分につきまして説明致します。 説明前に1つ訂正がございます。整理番号4番の農地区分につきましては第 1 種となっていますが、現地調査の結果、正しくは第2種になりますので訂正をお願い致します。 まず、整理番号1番についてですが、申請地は西側に 10ha 以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。転用は原則不許可となっておりますが、周辺に家屋が連なりそれらに接続して転用されることから、第1種農地の例外規定である集落接続に該当し、立地基準に問題はないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性のほか、兼業農家で農業用倉庫が配置される予定の面積は妥当なものであり、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、周辺農地の営農への影響も無く許可相当と判断致しました。

	<p>次に整理番号2番については、申請地一帯に10ha以上の農地が広がる一団の農地の区域内にある第1種農地となります。なお、譲受人は複数の代替地を検討のうえ選定されているほか、周辺に家屋が存在しそれらに接続して転用されるため、1種農地の例外規定である集落接続に該当し、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、申請地は道路法や建築基準法に基づく協議が行われ支障なしとなっており、資力や実現性のほか、土地の形状を考慮した土地利用は妥当なものであり、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号3番については、周辺に住宅地が存在する生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、道路法や建築基準法に基づく協議が行われ、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に整理番号4番につきましては、東側に優良農地が広がっておりますが、申請地は国道388号に面した、優良農地とは高低差があり農業機械の横断も困難な区域で、生産性の低い第2種農地であり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当なものであり、周辺農地への営農の影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>次に、整理番号5番につきましては、西側に10ha以上の農地が広がっていますが、申請地周辺はゴルフ練習場や住宅が連なり分断された生産性の低い第2種農地となり、立地基準に問題ないと判断致しました。また一般基準につきましては、資力や実現性、面積は妥当であり、周辺農地の営農への影響は無く許可相当と判断致しました。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議をお願い致します。</p>	
議	長	ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。
委	員	異議なし。
議	長	ただ今、出された意見等につきましては、意見書に記載のうえ県に進達致します。
議	長	続きまして、議案第87号 非農地証明願いについて提案致します。なお、整理番号8番については、黒田五司農地利用最適化推進委員と関連がございますので退室後の審議とさせていただきます。それでは整理番号1番及び2番について、黒田啓睦農地利用最適化推進委員より説明をお願い致します。
黒田推進委員		<p>推進委員の黒田です。1番、2番案件について説明致します。</p> <p>まず1番についてですが、農地の所在は小峰町で、地目は畑で面積は202㎡です。申請人は須崎町在住の方です。</p> <p>現況についてですが、29ページの地図を見て頂くと分かりますが、左側が市道で右側が水路ということで、三角で囲まれた場所になります。</p> <p>7月24日に佐藤委員、山田推進委員、私とで現地調査を行いました。お手元に非農地証明願いの現地写真が載っていると思いますが、現況として建物そのものはありませんが、下の基礎部分が残っておりまして、その古さから農地法施行以前から宅地として利用されていたとして、非農地として判断したところでございます。</p> <p>続きまして2番案件についてですが、農地の所在は小峰町で、地目は田、面積は26㎡で</p>

		<p>す。申請人は小峰町在住の方です。29 ページの地図を見て頂きたいんですが、市道に沿った形の場所になりますが、写真にありますように、現地に行きますと雑木と竹が半分を占めておりまして、近くの農家の方に聞いても 20 年以上前から利用されていないということで、周辺の山地との境目も分からないので非農地と判断した次第です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委	員	<p>異議なし。</p>
議	長	<p>異議なしという事なので採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。</p>
委	員	<p>(挙手)</p>
議	長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認致します。</p> <p>続きまして、整理番号3番から 28 番について審議致します。黒田(五)農地利用最適化推進委員は退室をお願い致します。</p> <p>(黒田推進委員が退席する)</p> <p>それでは、委員番号 10 番 安藤 重徳委員より説明をお願い致します。</p>
安藤委員		<p>10 番の安藤です。整理番号3番から 28 番について説明致します。</p> <p>7月 26 日に山下地区の組合長の方と私、黒田推進委員、甲斐(信)推進委員で現地調査を行いました。申請地は北川町長井の、道の駅北川はゆまの下手でございます山下地区の 80 筆の農地です。30 ページに図面資料がございますが、現在は土砂が高く埋め立てられている状況です。簡単に経過を説明すると、この土地はこれまで公共事業に伴う建設発生土により造成されたものです。</p> <p>県の見解によれば、延岡河川国道事務所が平成 28 年に道の駅北川はゆまの駐車場整備により発生した土の処分地として直接山下地区の農地を指定して、建設発生土を搬入したもので、農地法の転用許可不要の取り扱いになるとの事です。</p> <p>現在 80 筆の農地は造成済みで雑種地として認められるものになっており、今回、非農地証明願いが出されたため、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>ただ今、説明が終わりました。ここで審議をお願い致します。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>はい、花畑委員。</p>
花畑委員		<p>はい。一つ伺いたいのですが、埋められた後の土地の地番は地番どおりに分割できるものなのでしょうか。例えば、この中の1筆の土地を買いいたいといった時に特定はできるものなのでしょうか。</p>
安藤委員		<p>はい。本日は北川総合支所地域振興課の担当の方がいらっしゃっておりますので、その辺りの詳しい事情については説明を受けたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>

北川地域 振興課	はい。北川地域振興課です。ご審議、ありがとうございます。質問についてですが、この土地については既に地籍調査は終わっておりますので特定は可能です。
議長	他に何かございませんか。 はい、松田委員。
松田委員	委員番号3番の松田です。この土地は50年前から埋め立てられており、その時は畑として利用するとの事だったと思うのですが、その辺りはどうなっているのでしょうか。
北川地域 振興課	当時の記録を確認しますと、地元と残土の受け入れの契約をしたのは平成6年が書類上では最初のようなのです。
議長	他に何かございませんか。 はい、原田委員。
原田委員	2件ほど質問ですが、まず申請人が延岡市となっていますので、転用不許可であるという事でしたがその理由と、あと、個人でこういった事をする宅地化(転用)とか非農地とかにはならないものですが、これを何に使うか分かりませんが、なぜ非農地扱いなんでしょう。公共事業で残土が発生した際に埋めていったら、非農地扱いになってしまうんですかね。
事務局	延岡市の土地も含まれていますが、先程、委員の方から説明がありました転用許可不要との件ですが、これに関しましては、根拠として農地法第5条第1項第1号「国又は都道府県等が前条第1項第2号の農林水産省令で定める施設の用に供するため、これらの権利を取得する場合」に該当する、という事で不許可案件の取り扱いを受けると理解しているところです。
松田委員	不許可案件という事ですが、この後はどのように扱われるのですか。地主が後は皆でやってくれということですか。
北川地域 振興課	地元は発生土の受け入れをしたということで、実際の土地については個人の名義ですので、今回非農地証明が頂けたら、地元の管理組合がそれぞれの土地をどうするかの方角性を出していくのではないかと思います。
原田委員	大体の話は分かりますが、工業用地などにするという事ですか。目的が分かれば私たちも特に何も言わないんですが。
北川地域 振興課	まず延岡市の土地が存在していますが、これは平成6年辺りから特別養護老人ホームや道の駅北川はゆまの整備を始めました。その際、事業を円滑に進めるために買わざるを得なかった土地になります。今後の活用につきましては、延岡市も管理組合の一員ということで、現在地元の方で今後売買をするかどうかというのを協議しているとお話を伺っております。非農地証明が頂けたら、具体的な協議に入っていくと伺っております。
花畑委員	地主に後をどうするか任せるといった話が出ていましたが、ここが畑や田になる可能性はあるのでしょうか。
北川地域 振興課	それはないと伺っております。

花畑委員	非農地証明を出すか出さないかを今ここで審議する訳だけど、やはり何に使うかを知りたい。言えないのなら、この案件は先送りにするしかないと思う。農地を転用する場合はちゃんと目的をもって転用する。この非農地扱いに関しては土砂が搬入されていても、その上に表土を張れば農地になるわけだし、今ここで非農地扱いにするのは早過ぎると思います。ちゃんと目的をもって非農地扱いにすると示してもらえればいいが、目的もなく非農地扱いにしてそのまま放置して地主に任せるのは、私は納得できない。
議長	ただ今の花畑委員の質問ですが、これは地権者全員が非農地証明願いをお願いするという案件ですので、田と畑として今後利用する方はおられないと思います。
原田委員	花畑委員の意見ですが、やはり農業委員会の立場からとしても、目的もなくただ埋め立てたのなら、畑でいいじゃないかと言わざるを得ないと思います。そのあたり説明がもう少しできれば、花畑委員も納得されると思います。
北川地域振興課	はい。土地管理組合の総会に出させて頂いたことがありますが、全ての方が売却の方針で同意されております。その相手方との交渉も始まっているとお話ですので、非農地証明が頂けたら売却に向けて動いていくということで了解を頂ければと思います。
原田委員	申請者で延岡市が出ていますが、そもそも延岡市が農地を買えるんですか。
北川地域振興課	市が買った農地の経緯につきましては、旧町時代に土地開発基金で取得したものです。市としては今のところこの土地をどうするか等の計画はなく、今回はあくまで地権者の1人として総会の皆さんの意見に合わせる形で売却に向かうということで了解して頂けたらと思います。
松田委員	基金は何の目的もなく、あの湿田を買ったんですか。そんなものに予算を使っているんですか。
北川地域振興課	土地開発基金に関しては、購入は可能です。
原田委員	要は個人の土地と市の土地が混在しているけれど、それを一括してどこかに売却したいということですね。最初からその説明がされていれば分かりやすかったです。
議長	いろいろな意見が出ておりますが、次の松原委員の質問で最後にしたいと思います。
松原推進委員	今回のような広大な土地の開発行為をする場合の環境調査等の規定などはあるのですか。
事務局	環境アセスなどは、高速道路の整備などの大規模な開発をする場合は環境調査なりをする必要があります。今回はあくまで2haなので、一般的には開発行為になると思いますが、あくまでも建設発生土を受け入れて造成をするものなので、環境アセス等には該当しません。
議長	皆さんからさまざまな意見が出ましたが、結果的にこの土地は非農地証明が出れば、全員が有効利用の方向で今後は協議していくということでよろしいですか。
	それでは採決に入ります。承認される方は挙手をお願い致します。
委員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。賛成多数でございますので、承認致します。黒田農地利用最適化推進委員の入室をお願い致します。</p> <p>(黒田推進委員が入室する)</p>
議 長	<p>以上で議案の審議は終了します。引き続き報告事項について事務局よりお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明致します。</p> <p>はじめに報告第 50 号 農地法第4条の届出についてでございます。この報告は自己所有農地の転用となっております。議案書の 32 ページに記載しておりますが、2件の届出があり、田が 1 筆の 382 m²、畑が 1 筆の 69 m²、合計 2 筆の 451 m²の転用となっております。</p> <p>次に報告第 51 号 農地法第5条の届出について説明致します。この報告は権利の移動を伴った農地転用になります。議案書の 34 ページに記載しております。全部で 6 件の届出があり、田が 6 筆の 924 m²、畑が 1 筆の 861 m²、合計 7 筆の 1,785 m²の転用となっております。</p> <p>次に、報告第 52 号 農地法第 18 条第6項の通知について説明致します。この報告は権利設定の合意解約分です。議案書の 36 ページから 37 ページに記載しております。全部で 7 件の届出があり、田が 11 筆の 7,686 m²の合意解約となっております。</p> <p>次に、報告第 53 号 農地法第3条の3第1項の届出について説明致します。この報告は相続等により農地の権利を取得した届出です。議案書の 39 ページから 40 ページに記載しております。全部で 4 件の届出があり、田が 17 筆の 6,687 m²、畑が 18 筆の 2,148 m²、合計 35 筆の 8,835 m²となっております。この届出の内容につきましては、議案書に記載のとおりですが、現況が農地以外になっている土地につきましては、文書等で指導していきたいと考えております。以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容について、ご質問はございませんか。</p> <p>無いようですので、次に協議第 17 号 農用地利用配分計画(案)について、事務局よりご説明をお願い致します。</p>
事 務 局	<p>それでは、協議第 17 号 農用地利用配分計画(案)について説明致します。こちらは、先程議案第 84 号で決定した中間管理権の設定についての配分計画となります。</p> <p>議案書の 42 ページの整理番号1番、2番は、北川町長井地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、議案書の 42 ページの整理番号3番が川島地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、議案書の 42 ページの整理番号4番が差木野地区での集積計画となっております。</p> <p>次に、議案書の 42 ページの整理番号5番から 46 ページの整理番号 54 番までが個別案件での集積計画となっております。</p> <p>次に、議案書の 46 ページの整理番号 55 番から整理番号 59 番までが耕作者変更に伴う再配分となっております。</p> <p>以上、今回の配分計画では、20 名の出し手から計 59 筆、42,623 m²の農地を個人 10 名、2 法人の方に配分する計画となっております。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、説明内容についてご質問はございませんか。</p> <p>はい、花畑委員</p>

花畑委員	はい。一番最後の 57、58、59 番ですが、何を作るのか書かれていません。
事務局	申し訳ありません。こちらは田として利用されるとのことです。
議長	他に何かございませんか。
	無いようですので、本件につきましては承認されたものと致します。
	最後に、その他の項目ですが、何かございませんか。
	はい、花畑委員。
花畑委員	先程の公共事業についてですが、田や畑に土砂を埋めるのは県だろうが市だろうと構いませんが、最後の審議として農業委員会に案件を持ってくるのはどうかと思います。
事務局	この案件については、以前より安藤委員や黒田推進委員と交えて協議してきたところです。最終的に県にも確認をして、先程のようなことになりました。やはり当時は湿田が広がっていたとの話は聞いておりますが、契約から 26 年程経っていますので当時耕作されていた方々も高齢化のため作れなくなり、早く手放したいとの思いがあるのではないかと思います。結局、国交省建設発生土で埋め立てをした土地についての土地利用については先程の話ですが、売却をしたいとの意向ですので、この案件は特例だと考えております。今後、公共事業等で農地を埋めたいというときは、埋め立てたあとはどうするのか等を含めて必ず協議をしていきたいと思っております。
花畑委員	特例なのはいいのですが、私達は個人でそのようなことをした時にはどうにかしてくださいとお願いをしに行く立場な訳ですけど、そのトップである行政がそれを簡単に許すのはいかがなものかと思います。
事務局	今、花畑委員が言われるのは農地改良届で対応できるものとそれ以外の部分がどうしても出てきます。今回の件ですが、かなりの高さまで造成されておりますのでどうしても農地改良届の範疇を超えています。そのため、今回は特例として非農地証明願いという形で出された次第です。今後はしっかりと改良届の範疇かそれ以外なのかを事務局で対応していきたいと思っております。
議長	他に何かございませんか。
	無いようですので、以上を持ちまして第 13 回 定例農業委員会を終了致します。

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長 甲 斐 壽 徳

6 番 林 早 苗

16 番 花 畑 志 良 一